

の作物は、マメ類やトマトなどあるが、生産量は少ない。しかし、トマトはミバエ類が根絶され、本土への移出制限が解禁され、無制限輸送が実現すれば、有望な季節的移出作物としてランクされるであろう。

ハウス栽培は、昨今の省エネルギー問題がクローズアップされている情勢下において、太陽エネルギー利用による栽培法で、高温作物が作付されるので有望視されている。作目は果菜類が多く、メロン・スイカ・キュウリ・ピーマンなどがある。ピーマンは、ハウスと露地栽培の両方が見られる。果菜類は、高価販売のできる低温時の端境期出荷をあてこんでの作付がなされ、沖縄本島の農家で面積が増加しつつある。

これらの作物と一緒に発生する雑草としては、多発の傾向にあるものから列記すると、ムラサキカタバミ・ヤエムグラ・ルリハコベ・シナガワハギ・キツネノボタン・ノビルなどである。除草法としては、マルチ栽培の多い果菜類や豆類の作物では黒色ポリマルチによる防圧でかなりの効果をあげているのに対して、マルチなしで栽培される葉根菜類の作物では雑草が多発し、

作物の生育収量は害を被っているので、発生の都度、手取りによる慣行法で抜きとり除草を行なってコントロールにつとめている状況である。根菜類は、条播や点播による栽培法が多く採用されているので、条間または株間が大きく開き、雑草が発生しやすい状態になっているが、現時点では選択性のある除草剤の開発が十分ではないので、作物によってはマルチ栽培法の導入が有用になるのではないと思われる。手取りによる除草がなされているエンジンに関しては、MO使用による除草試験の成果もあるが、実用されているのは見たことがない。実用化が進められるべきであろう。今後ますます伸展するであろう沖縄の野菜産業における栽培法については、生産農家にマルチの使用を指導している農協の動きからも、マルチの利用による栽培法がふえる予感がするので、活用法の広い農用マルチ資材の改善に関する研究および沖縄における耕種法への活用方法の開発研究は、ひとまず大事な課題になろう。このことについては、県農試でも除草性の点、土壌の保水性、温度調節など、総合技術の面から検討を続けている。

外国文献抄録

農薬の一般名命名基準

抄録を続けていると、農薬名の扱いに、大変苦労する。省りみて、不統一はないかと、案ぜられる。

ご承知の通り、農薬名にはいろいろあって、長い化合物名のほかに試験番号を付した試験名、必ずしも一つとは限らない商標名、BSI（イギリス）やANSI（アメリカ）の承認した一般

名、WSSA（アメリカ雑草学会）が定めた除草剤名、ISOが推せんした一般名などと豊富である。

抄録にあたって、原文が商標名で書いてあれば、これを一般名に、わが国の種類名（あるいは試験名）と違えば、わが国の名前に直すなり、添書するなりしなければ、紹介にならない。雑草関係の専門誌も、BSI名、WSSA名、ISO名と化学名との対照表を掲げて、読者の便

をはかっている。

今回抄録する内容は、農薬名のうち、ISO が推せんする一般名の命名基準である。

ISO とは、ISO の推せんする一般名とは：

ISO とは、International Organization for Standardization の略で、国際標準化機構と訳されている。1974年に設立された国際的な工業標準化機関である。本部はジュネーブにあり、日本は1952年に加入した。

ISO には多数の専門部会があるが、その中に農薬の部会がある。これは、農薬名称の標準化（統一）を目的としており、TC 81と呼んで、BSI (British Standard Institute) が、幹事役を勤めている。わが国は、最近になって、この部会の会員になった。その結果、今後わが国からも、ISO 一般名を申請することができることとなり、併せて関連の情報が的確に入手できることとなった。

名称を申請すると、TC 81 の審議を経て、会員国に提示され、多数国の承認を得れば、ISO の推せんした名称となる。ただ、その採択は、各国の判断に委ねられている。わが国では、今までより一層積極的に受入れ、農薬登録における種類名に採用し、併せて“貿易の拡大を通じて世界経済の発展を図ることを目的とする”国際協力に寄与することとなった。

命名基準の文書：

ISO 257 と呼んでいる。これは、1976年版である。これとは別に、手元に古い1962年版がある。これを R 257 と呼んでいる。以前は簡単なものであった。この方を〔 〕内に入れ、比較しながら述べてみたい。なお、この内容は過去に一部で紹介されているものと、あまり相違

がないと思われる。今日的话题として、抄録しておくこととした。

また、序言によると、1971年版とも変わらないようであるから、過去10年、この基準は安定しているとみてよさそうである。

まず、“農薬”という術語に対し、pest control chemicals and plant growth regulators という表現が用いられている〔pesticides であった〕。

英文で変わったことは、一部を除いて (common names) shall (not) be …… のようになっている〔should (not) be …… であった〕。また、e. g. をすべて for example に変えている。

新たに適用の範囲を述べ、本文が一般名を選び出すための、いろいろの原則を表わし、それに注釈と一部適用例を付記したものであると書いている。

また、なぜ一般名をつけるかという趣旨を加えている。それは、化合物の化学名が長すぎて複雑である場合は、官庁による管理も、マーケットにおける流通販売も不便であるから、短くて言い易い名前を付けることにする、というのである。

命名の原則：

- 1) 一般名は、小文字で書き、また印刷する。(heptachlor, parathion のように)
- 2) 一般名は、化学構造のわかっている化合物の純品に命名する〔純品の前に 100 % という文字があった〕。

この2つは、命名の大きな柱である。ただ、これを現存の農薬にも適用しようとする、例外を認めざるを得ない。すなわち、1) について

は、MCPA, 2,4,5-T, 2)については、BHCがそのよい例である。さらに、2)については、化学的組成がまだはっきりしない反応生成物に、新しい一般名を付けることは差支えない。ただし、混合剤には、認めない。反応生成物が混合剤か、はっきりしないときは、その内容を証明する資料を命名の申請のときに添付するように書いている。このところは、should が使われ、not もわざわざ斜体文字で書いている。強調しているとみて、よろしかろう〔1955年までによく知られている名称は、例外と認めると書かれていた〕。

原則の詳細：

a) 化合物の化学名が短くて、とくに他と紛らわしくないときは、一般名の必要はない(metaldehyde, ethyleneoxideのように)〔ある程度普及している農薬に命名するという記載があった〕。

また、〔すでに国内で採用されている一般名については、適切な考慮をすべきである〕という項目もあった(一般名の必要がないかどうかは、相談して決めることになっている)。

b) 化合物を開発した国が、一般名を提唱する。

c) 一般名は、すべての国語に共通である。

この2つの項は、新しい。c)については、各国で国語は共通ではないから、書き方、発音の表現の相違はやむを得ないと認めている。

d) 一般名は、できるだけ短くする〔3音節以内とするとなっていた〕。

e) 一般名は、発音も綴りも他と紛らわしくないようにする〔綴りの方を特に強調していた〕。

f) i) 一般名は、できれば化学名を連想させる一つ以上の音節を含むようにする。

ii) 有機リン化合物の一般名は、“phos”もしくは“fos”という音節を含むこと。

i)では、“if practicable”と表現している。これは〔“if possible”であった〕。また、“化学名を連想させる音節”を加えて〔音節を組合わせる〕を削っている。

さらに〔化合物が特異の基を含むときは、これを一般名に示すことが望ましい〕を除いて、大きな基の音節を引出すことと、特異な基を連想させる音節を加えることが必要と述べ、つぎのような例をあげている。

azinphos-methyl

phosはリンを、azinはtriazinyl基の存在を連想させ、化合物はmethylエステルであることをあらわしている、と説明する(商標名はGuthion, Gusathion M)。

また、chlorfenvinphosは、chlorが塩素を、fenがphenyl基を、vinはvinyl基を、phosはリンの存在を表現しているという(わが国の種類名はCVP, 商標名はVinylphate, Birlane)。

ii)は、新しく設けたもので、should preferably と表現されている。

g) 一般名は、塩あるいはエステルでは、その基本となる化合物に命名する。

そして、mecopropのカリウム塩、diquatの塩化物をmecoprop-potassium, diquat dichlorideのように書く。ただ、zineb, nabamのような古い化合物や有機リン系のエステルの大部分は、例外とせざるを得ない。

h) i) 一般名は、商標名その他既存の慣用名、食品・医薬品などの名と紛らわしくないようにする。

ii) 一般名は、発音し易く、覚え易いようにする。

iii) 一般名は、頭文字と(または)数字ばかりでないようにする。

iv) 一般名は、化学的な意味を誤らせる音節を含まないようにする。

iii)では、MCPAのような例は、変えると混乱を起こすおそれがあると述べ、頭文字と数字から一般名をつけることは避けてきたと解説している。また、iv)では、終末に -ol がつくと、hydroxyl 基が、-one がつけば ketone 基が存在すると思ってしまうものである。事実は存在しないのに、このような音節を含んではならない、と述べている。

以下の事項は、新たに加えられたものである。一つは、名称の所有権に関してであり、もう一つは、名称の採択についてである。ISO の名称は、個有の権利を有しないものであるが、そ

こに到達するまでには、名称に関する所有権についても正しく調査し、厳しく調整しておかなければならないので、そのことに触れている。

名称の採択については、会員国間における承認の見通しがついてから行なうようにという注文がついている。

最後に、審査のために提出する一般名は、できれば (if practicable) この原則に一致させるようにと述べている。当然のこのように思われるけれども、やはり、国々もまた、様々なのであろうか。

ISO 257: Pest control chemicals and plant growth regulators—principles for the selection of common names. 1976.

ISO R 257: Principles for selection of common names for pesticides. 1962.

(鈴木照磨)

除 草 剤 使 用 面 積 一 覧 表

水 田 用 除 草 剤

(昭和55年10月15日現在)

区 分	除 草 剤 名		昭 和 51年度	昭 和 52年度	昭 和 53年度	昭 和 54年度	昭 和 55年度
	一 般 名	商 品 名					
(1)土 壌 混 和 処 理 剤	オキサジアゾン	ロンスター乳剤	千ha 562.6	千ha 477.4	千ha 451.4	千ha 463.1	千ha 498.8
	オキサジアゾン	ロンスター粒剤	—	—	—	—	1.6
	オキサジアゾン	ロンスター粉剤	—	—	—	—	0.1
	小 計		562.6	477.4	451.4	463.1	500.5
(2)土壌処理剤	P C P ・ M C P	バムコン粒 剤	16.6	0.0	—	—	—
	N I P	ニ ッ プ 乳 剤	—	—	—	—	6.5
	N I P	ニ ッ プ 粒 剤	43.0	33.4	10.4	5.3	0.1
	N I P	ハーブカット粒剤	—	3.0	1.9	2.4	1.5
	C N P	M O 乳 剤	—	—	—	—	0.6
	C N P	M O 粒 剤	1,319.6	1,216.7	1,033.3	895.2	808.0
	C N P	エムオン粒 剤	—	—	—	6.3	2.4
	プロメトリン	ゲザガード粒 剤	56.4	20.4	17.8	13.3	8.7